



平成14年4月26日

販売員による会員ポイントの不正取得について

toto(ト)の一販売店において、販売員による不正な会員ポイント取得がありました。
このような事態を招いたことを深くお詫び申し上げますとともに、更に努力を尽くしてまいります。

1、事実経過

- (1) 東京都内の一販売店において、販売員が、自分の加入したtoto会員カードを利用し、不正を行っていました。会員でないお客様がtotoを購入する際に、販売員自らのtoto会員カードを読み込ませ、ポイントを取得していたものです。
なお、購入されたお客様への直接の被害はありません。
- (2) 不正が行なわれた時期は、本年3月から4月中旬でした。
(当該販売店は本年2月から新規に販売を始めておりますので昨年の販売実績はありません。)

2、対応措置

- (1) 当該販売店に対し厳重注意するとともに、当該販売員の販売資格を取り消しました。
- (2) 当該販売員のtoto会員登録を取り消し、会員カードを回収しました。
- (3) 当該販売店の全販売員に対し、再度の研修を実施するとともに、その間(4月23日から5月1日までの9日間)販売・会員登録等のtotoに関する業務の停止を命じました。
- (4) 全販売店に対し、本件について通知して注意喚起を促し、再発防止の徹底を図りました。